

喫煙可能室を設置した場合・・・

施設全体が喫煙室である「喫煙可能室」を設置する場合、施設の入口等に**標識の掲示を義務づけられます。**



**客・従業員ともに20歳未満は立ち入り
が禁止されます。**

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能です。

既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存

- ✓ 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料（店舗図面等）
- ✓ 資本金の額又は出資の総額に係る資料（登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）

喫煙可能室設置施設の管理権原管理者は、喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事（長崎県では所在地の保健所）に喫煙可能室設置施設の届出 変更と廃止も必要

- ✓ 喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
- ✓ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）